

広島中央エコパーク整備事業  
(高効率ごみ発電施設建設・運営)

基本契約書 (案)

平成28年4月

広島中央環境衛生組合



# 広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営） 基本契約書（案）

広島中央環境衛生組合（以下「発注者」という。）と【○】、【○】、【○】、【○】、【○】、【○】及び【○】（以下「受注者」という。）とは、広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）（以下「本事業」という。）に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約において使用される用語は、本契約に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）入札説明書の定義によるものとする。

本契約は仮契約であって、本事業に係る事業契約（以下2に定める。）のうち、建設工事請負契約の締結について広島中央環境衛生組合議会の議決を得た日に正式契約として成立することを確認する。

建設工事請負契約の締結に関する議案が可決されなかった場合は、この仮契約を無効とし、発注者は一切の責任を負わない。

## 【本契約の対象となる事業の表示】

- 1 事業名称 広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）
- 2 本契約に付随する契約
  - (1) 広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）建設工事請負契約
  - (2) 広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）運営業務委託契約
  - (3) 広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）処理残渣等運搬業務委託契約
  - (4) 広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）資源化等処理業務委託契約

本事業における事業契約は、本契約及び上の各号に掲げる契約から構成される（以下総称して又は個別に「事業契約」という）。

本事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下に定める条項によって公正な事業契約を締結するものとし、また、発注者と受注者は、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 3 事業期間
  - (1) 本契約  
事業契約締結日の翌日から平成 53 年 3 月 31 日までの 24 年間
  - (2) 建設工事請負契約  
事業契約締結日の翌日から平成 32 年 9 月 30 日までの 3 年 6 ヶ月間
  - (3) 運営業務委託契約  
事業契約締結日の翌日から平成 53 年 3 月 31 日までの 24 年間  
(運営業務履行期間)

平成 32 年 10 月 1 日から平成 53 年 3 月 31 日までの 20 年 6 ヶ月間

(4) 処理残渣等運搬業務委託契約

事業契約締結日の翌日から平成 53 年 3 月 31 日までの 24 年間

(処理残渣等運搬業務履行期間)

平成【○】年【○】月【○】日から平成 53 年 3 月 31 日までの 20 年【○】ヶ月間

(5) 資源化等処理業務委託契約

事業契約締結日の翌日から平成 53 年 3 月 31 日までの 24 年間

(資源化等処理業務履行期間)

平成【○】年【○】月【○】日から平成 53 年 3 月 31 日までの 20 年【○】ヶ月間

本契約成立の証として本書〇通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 広島県東広島市西条町上三永 766 番地 1  
広島中央環境衛生組合  
管理者 藏田 義雄 印

受注者

[ 住所 ]  
[ 会社名 ]  
[ 代表者名 ] 印

[ 住所 ]  
[ 会社名 ]  
[ 代表者名 ] 印

[ 住所 ]  
[ 会社名 ]  
[ 代表者名 ] 印

[ 住所 ]  
[ 会社名 ]  
[ 代表者名 ] 印

[ 住所 ]  
[ 会社名 ]  
[ 代表者名 ] 印

[ 住所 ]  
[ 会社名 ]  
[ 代表者名 ] 印

[ 住所 ]  
[ 会社名 ]  
[ 代表者名 ] 印

(目的)

第1条 本契約は、発注者と受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本契約において、次の用語は次に規定する意味を有する。

(1) 「建設工事請負事業者」とは、受注者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する《【○】／【○】、【○】及び【○】の構成する特定建設工事共同企業体》をいう。

(2) 「運営事業者」とは、受注者のうち、本施設の運営業務を担当する【○】をいう。

(3) 「処理残渣等運搬事業者」とは、受注者のうち、処理残渣等運搬業務を担当する《【○】／【○】、【○】及び【○】》をいう。

(4) 「資源化等処理事業者」とは、受注者のうち、資源化等処理業務を担当する《【○】／【○】、【○】及び【○】》をいう。

(5) 「出資者」とは、受注者のうち、運営事業者に出資する企業である、【○】、【○】及び【○】をいう。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 発注者は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

2 受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重しなければならない。

(入札説明書等の優先順位)

第3条 本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、処理残渣等運搬業務委託契約、資源化等処理業務委託契約、質問回答書及び対面的対話結果、要求水準書、入札説明書、入札書類及び事業提案書類の間に齟齬がある場合、本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、処理残渣等運搬業務委託契約、資源化等処理業務委託契約、質問回答書及び対面的対話結果、要求水準書、入札説明書、入札書類及び事業提案書類の順にその解釈が優先するものとする。ただし、発注者及び受注者が協議の上、入札書類及び事業提案書類の記載内容が要求水準書を上回ると確認した場合には、当該部分については入札書類及び事業提案書類が要求水準書に優先するものとする。

2 受注者が本事業の入札説明書に基づき提出した入札書類及び事業提案書類に記載された内容は、受注者に履行義務があるものとする。ただし、発注者の判断により履行義務としない場合がある。

3 発注者と受注者は、広島中央環境衛生組合一般廃棄物処理施設整備総合評価審査委員会が受注者の事業提案書類に対して示した要望、指摘等、を実現するよう努めるものとする。

(運営事業者の運営等)

第4条 運営事業者は、次の各号の条件を遵守することを確認し、誓約する。

(1) 発注者の事前の書面による承諾がない限り、出資者以外の者に対して株式割当をしないこと。

- (2) 本事業の運營業務以外の業務を行わないこと。
  - (3) 運營業業者の本社所在地は、東広島市、竹原市、大崎上島町のいずれかの市町内以外の土地に移転させないこと。
  - (4) 第5条に規定する役割分担を遵守すること。
  - (5) 事業契約に基づく義務を遵守すること。
- 2 出資者は、運營業業者を設立後、発注者に提出した定款の写し及び株主間契約の写しに変更があったときは、その都度遅延なく、変更後の運營業業者の定款の写し又は株主間契約の写しを発注者に提出するものとする。
- 3 出資者は、運營業業者の定款を変更する場合であっても、次の各号に従って作成しなければならない。
- (1) 運營業業者の目的は、本事業の運營業務の実施のみであること。
  - (2) 運營業業者の本社所在地は、東広島市、竹原市、大崎上島町のいずれかの市町内であること。
  - (3) 運營業業者の株式は譲渡制限株式の1種類とし、会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定すること。
  - (4) 会社法第108条第2項各号所定の定めの規定がないこと。
  - (5) 監査役及び会計監査人の設置は任意とする。ただし、設置する場合は、会社法第326条第2項の規定により、監査役及び会計監査人の設置に関して定款に定めがあること。
- 4 出資者は、運營業業者の設立及び運営に関する出資者間で締結する株主間契約において、次の各号に定める事項の合意がなされ、かつ、以後も当該合意が維持されることを確認し、誓約する。
- (1) 運營業業者の設立に当たり、出資者のすべてが出資を行うこととし、出資者以外からの出資は認めないこと。
  - (2) 代表企業の株式（議決権付普通株式をいう。以下同じ。）保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
  - (3) 出資者は、運營業業者の資本金を【○】円とし、運營業業者の設立時から事業期間を通じて、【○】円以上維持すること。
  - (4) 運營業業者の設立当初の資本金額及び株主構成は、別紙1第1項のとおりであること。（ただし、資本金額及び株主構成の変更に係る発注者の事前の書面による承諾がある場合を除く。）
  - (5) 出資者は、発注者の事前の書面による同意なくして運營業業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わず、また、運營業業者をして、設立時の株主以外のものに対して株式の割り当てをさせないこと。
  - (6) 出資者は、運營業業者が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合等、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連携して運營業業者への追加出資又は融資等の支援措置を検討すること等により、運營業業者を倒産させないよう最大限の努力を行うこと。
  - (7) 運營業業者が運營業務を実施するための人員の確保に協力すること。

- (8) 第5条に定める役割分担が株主間契約に規定されること。
- (9) 運営事業者をして、事業契約に基づく義務を遵守させること。

(役割分担)

第5条 本事業の実施において、受注者を構成する各当事者は、発注者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、それぞれ、別紙2(提案による)に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

(当事者が締結すべき契約)

第6条 発注者と建設工事請負事業者は、本契約の締結と同時に、建設工事請負契約を締結する。契約金額は、建設工事請負契約に規定のとおりとする。

2 発注者と運営事業者は、本契約の締結と同時に、運營業務委託契約を締結する。契約金額は、運營業務委託契約に規定のとおりとする。

3 発注者と処理残渣等運搬事業者は、本契約の締結と同時に、処理残渣等運搬業務委託契約を締結する。処理残渣等運搬事業者が複数の場合には、発注者は、それぞれの処理残渣等運搬事業者と処理残渣等運搬業務委託契約を締結する。契約金額は、処理残渣等運搬業務委託契約に規定のとおりとする。

4 発注者と資源化等処理事業者は、本契約の締結と同時に、資源化等処理業務委託契約を締結する。資源化等処理事業者が複数の場合には、発注者は、それぞれの資源化等処理事業者と資源化等処理業務委託契約を締結する。契約金額は、資源化等処理業務委託契約に規定のとおりとする。

5 建設工事請負事業者、運営事業者、処理残渣等運搬事業者、資源化等処理事業者及び受注者を構成するその他の各当事者は、第5条に基づき、必要となる建設工事請負事業者の下請負契約、運営事業者の下請負契約、処理残渣等運搬事業者の下請負契約、資源化等処理事業者の下請負契約等をそれぞれ締結するものとする。建設工事請負事業者、運営事業者、処理残渣等運搬事業者及び資源化等処理事業者は、これらの契約締結後速やかに、契約書等の写しを発注者に提出しなければならない。

(設計・施工業務)

第7条 設計・施工業務は、建設工事請負契約、質問回答書及び対面的対話結果、要求水準書、入札説明書、入札書類及び事業提案書類に基づき実施するものとする。

2 建設工事請負事業者は、建設工事請負契約の本契約としての成立後、速やかにその業務に着手し、平成32年9月30日までに本施設を完成させ、発注者に引き渡す。

3 建設工事請負事業者は、建設工事請負契約に係る契約保証金として、建設工事請負契約の規定に基づき、発注者に対し、建設工事請負契約に定める契約金額の10分の1以上に相当する金額を差し入れなければならない。

(運營業務)

第8条 運營業務は、運營業務委託契約、質問回答書及び対面的対話結果、要求水準書、入札説明書、入札書類及び事業提案書類に基づき実施するものとする。



- 2 運営事業者は、運營業務委託契約の本契約としての成立後、運營業務履行期間の開始日までに、運営準備を実施し、運營業務履行期間における運營業務を実施する。
- 3 運營業務履行期間の始期、終期について、発注者が合理的と認める理由がない限り変更しない。
- 4 運営事業者は、運營業務委託契約時に契約に係る契約保証金として、運營業務委託契約の規定に基づき、発注者に対し、発注者が支払う委託料の総額の 246 分の 12 の額の 10 分の 1 以上に相当する金額を差し入れなければならない。
- 5 運営事業者は、運營業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。

(処理残渣等運搬業務)

第 9 条 処理残渣等運搬業務は、処理残渣等運搬業務委託契約、質問回答書及び対面的対話結果、要求水準書、入札説明書、入札書類及び事業提案書類に基づき実施するものとする。

- 2 処理残渣等運搬事業者は、処理残渣等運搬業務委託契約の本契約としての成立後、試運転期間の開始日までに、処理残渣等運搬の準備を実施し、試運転期間から処理残渣等運搬業務履行期間にかけて処理残渣等運搬業務を実施する。
- 3 試運転期間及び処理残渣等運搬業務履行期間の始期、終期について、発注者が合理的と認める理由がない限り変更しない。
- 4 処理残渣等運搬事業者は、処理残渣等運搬業務委託契約に係る契約保証金として、処理残渣等運搬業務委託契約の規定に基づき、発注者に対し、処理残渣等運搬業務委託契約に定める契約金額の総額の【 】分の 12 (1 年間相当額) の額の 10 分の 1 以上に相当する金額を差し入れなければならない。

(資源化等処理業務)

第 10 条 資源化等処理業務は、資源化等処理業務委託契約、質問回答書及び対面的対話結果、要求水準書、入札説明書、入札書類及び事業提案書類に基づき実施するものとする。

- 2 資源化等処理事業者は、資源化等処理業務委託契約の本契約としての成立後、試運転期間の開始日までに、資源化等処理の準備を実施し、試運転期間から資源化等処理業務履行期間にかけて資源化等処理業務を実施する。
- 3 試運転期間及び資源化等処理業務履行期間の始期、終期について、発注者が合理的と認める理由がない限り変更しない。
- 4 資源化等処理事業者は、資源化等処理業務委託契約に係る契約保証金として、資源化等処理業務委託契約の規定に基づき、発注者に対し、資源化等処理業務委託契約に定める契約金額の総額の【 】分の 12 (1 年間相当額) の額の 10 分の 1 以上に相当する金額を差し入れなければならない。

(故障、事故等の発生時の対応)

第 11 条 運営事業者は、運營業務履行期間中において、事故、故障等の異常事態が発生した場合、運營業務委託契約書第 21 条から第 24 条の規定に従い、運転を停止し、又は監視を強化し、異常事態に至った原因の究明及びその責任の所在の分析等を行う。

- 2 建設工事請負事業者は、別紙 3（提案による）に示す建設工事請負事業者と運営事業者の協議ルールに従い、運営事業者が、発注者に対して速やかに、当該異常事態に係る報告又は協議の申し入れをすることが可能となるよう、運営事業者の行う原因の究明及び責任の所在の分析等に協力しなければならない。
- 3 運営事業者は、合理的理由のない限り、当該異常事態の発生から 14 日以内に、発注者に対し当該異常事態に係る報告又は協議の申し入れを行わなければならない。ただし、緊急を要する事態については、即時に報告しなければならない。

（本施設の維持管理、保守、更新に係る協力）

第 12 条 建設工事請負事業者は、本施設の維持管理、保守及び更新について、運営事業者に協力するものとし、本施設に係る部品の供給、本施設の補修、更新の支援等、適切な協力を行うものとする。

- 2 発注者は、運営業務の実施結果を検査する際に、修繕・更新工事の実施内容や実施方法等の検討、実施結果の確認、要求水準未達時の改善対策の検討等において、建設工事請負事業者及び運営事業者間で行われる協議等の調整を行うため、連絡協議会を必要に応じ開催する。建設工事請負事業者と運営事業者は、発注者の要請に応じ、運営業務履行期間中に開催する連絡協議会へ参加しなければならない。

（自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る確認事項）

第 13 条 発注者及び受注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関し、次の各号に定める事項を本事業の実施において遵守することを確認する。

- (1) 自家用電気工作物（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。その後の改正を含む。）第 38 条第 4 項に定義される自家用電気工作物。）を設置するもの（以下「設置者」という。以下本条において同じ。）は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気事業法第 43 条第 1 項の規定に従って選任された主任技術者（以下「主任技術者」という。以下本条において同じ。）の意見を尊重する。
- (2) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任された者がその保安のためにする指示に従う。
- (3) 主任技術者として選任された者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行う。

（出資者による運営事業者に対する損害賠償義務等の履行の保証）

第 14 条 出資者は、運営業務委託契約に基づく運営事業者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を保証するものとする。

- 2 前項の保証の額の上限は、保証債務の履行請求のあった日を基準日とする運営業務履行期間の残期間に係る委託費の総額の 10 分の 1 又は年間委託費（保証債務の履行請求があった日が属する年度に予定する委託費）のいずれか大きい額とする。
- 3 出資者は、運営業務履行期間終了時に運営事業者が本施設につき必要な補修等を実施すべき場合であって、運営事業者が既に解散している場合は、第 20 条の規定にかかわらず、運営事業者に代わり、自己の費用により、改修等を行う。

(経営計画等の報告)

- 第 15 条 運営事業者は、経営の透明性を確保するために、翌事業年度が開始する日の 6 ヶ月前までに、翌事業年度の経営計画を発注者に提出しなければならない。なお、運営事業者が当該経営計画を発注者に提出した後、その内容を変更したときは、運営事業者は、変更後速やかに当該変更後の経営計画を発注者に提出しなければならない。事業年度とは、当該年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間の期間をいうものとする。
- 2 運営事業者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、公認会計士又は監査法人の監査を受けた計算書類及びその附属明細書を、運営事業者の毎事業年度終了後 90 日以内に発注者に提出しなければならない。ただし、運営準備期間中は公認会計士又は監査法人の監査を受ける必要はない。
- 3 出資者は、前項の他、会社法上要求される計算書類及びその附属明細書並びに事業報告書の写しを、当該企業の毎年度終了後 90 日以内に発注者に提出しなければならない。なお、当該企業が会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属明細書を発注者に提出するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第 16 条 発注者及び受注者は、他の当事者の承諾なく本契約に基づく権利義務及び契約上の地位につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(債務不履行等)

- 第 17 条 発注者及び受注者は、本契約に基づく義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

- 第 18 条 発注者及び受注者は、本契約又は本事業に関して他の当事者から提供を受けた秘密情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏洩しないこと、及び本契約の目的以外には使用しないことを各自確認する。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 開示の時に公知である情報
  - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
  - (3) 開示の後に発注者、受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
  - (4) 発注者及び受注者が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第 1 項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には他の当事者の承諾を要することなく、他の当事者に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、他の当事者に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令に基づく守秘義務を負担する者に開示する場合
  - (2) 法令に従い開示が要求される場合
  - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
  - (4) 本事業に関する資金調達等のために開示を必要とする場合
  - (5) 発注者が関係法令等に基づき開示する場合
  - (6) 発注者と、受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
- 4 受注者は、本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとする。

(談合等不正行為に対する措置)

第 19 条 発注者は、事業契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約を解除することができる。

- (1) 受注者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下この項及び次項並びに次条第 1 項において同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、同法第 49 条第 7 項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 受注者が、独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、同法第 50 条第 5 項の規定により当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 受注者が、独占禁止法第 66 条第 1 項の規定による却下の審決、同条第 2 項の規定による棄却の審決又は同条第 3 項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決（事業契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項の期間内に提起せず、これらの審決が確定したとき。
  - (4) 受注者が、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
  - (5) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 発注者は、排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、事業契約に関し受注者の独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令又は当該命令に係る審決若しくは判決が確定したとき（前項第 1 号から第 4 号までに規定する確定したときをいう。）は、事業契約を解除することができる。

- 3 前二項の規定により、発注者が事業契約を解除した場合、受注者を構成する各当事者は、共同連帯して、入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額の10%に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 発注者に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、受注者を構成する各当事者は、発注者に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、受注者が既に解散しているときであっても、発注者は受注者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、受注者を構成する各当事者は、発注者に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。
- 5 第1項の規定により事業契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、建設工事請負契約、運営委託契約、処理残渣等運搬契約、資源化等処理契約の契約保証金又は担保をもって賠償金に充当することができる。

(本契約の有効期間)

第20条 本契約の有効期間は、本契約の効力発生の日から運營業務履行期間の終了の日までとする。ただし、発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対し、書面で通知することにより、本契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 受注者が本契約に基づく義務を履行しない場合に、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に是正されない場合。
  - (2) 建設工事請負契約、運營業務委託契約、処理残渣等運搬業務委託契約又は資源化等処理業務委託契約において、それぞれの規定に基づき、契約が解除された場合。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、本契約の終了により、終了時において、すでに発生していた義務若しくは責任、又は本契約の終了前の作為・不作為に基づき本契約の終了後に発生した本契約に基づく義務若しくは責任は、本契約の終了によっても免除されないことを確認する。

(準拠法及び管轄裁判所)

第21条 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。本契約に係る訴訟については、広島地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第22条 本契約に定めのない事項については、発注者と受注者が別途協議して定めることとする。

【別紙 1（第 4 条関係）】

1 運営事業者の設立当初の資本金額及び株主構成

株主名	株式保有数	出資金額
	株	円
	株	円
	株	円
	株	円
合計	株	円

2 運営事業者の運営期間中維持する資本金額及び株主構成

株主名	株式保有数	出資金額
	株	円
	株	円
	株	円
	株	円
合計	株	円

【別紙 2（第 5 条関係）】 本事業の実施体制図、役割分担

【事業者提案により記載】

【別紙 3（第 11 条関係）】 建設工事請負事業者と運営事業者の間の協議ルール

【事業者提案により記載】